

教育実習要綱

八千代市教育委員会

1 受入対象者

教育職への強い意欲をもち、教員養成機関（以下「養成機関」という）に所属する次の各号に掲げる者で、千葉県教員採用試験を受けようとする者を原則とする。

- (1) 教員養成大学関係の学生で、八千代市に居住する者
- (2) 八千代市立小・中学校の卒業者で、教職課程履修中の者
- (3) その他、教育委員会が特に認めた者

2 受入基準

- (1) 年間、1校につき学級数の3分の1程度の人数を受入限度数とする。
- (2) 実習は、5月～6月（前期）、または9月～11月（後期）を行うことを原則とする。

3 受入手続

- (1) 実習を希望する者は、八千代市教育委員会へ来庁し、指導課において面接を受ける。
※実習依頼は、原則として前年度2月末日までとする。
- (2) 教育委員会は、小・中学校長と連絡をとり、実習校を決定する。
- (3) 養成機関においては、以下の書類を整え、八千代市教育委員会に提出する。
 - (ア) 養成機関作成の「実習依頼書（申請書）」（養成機関所定の用紙）
 - (イ) 学生誓約書及び指導教官誓約書
 - (ウ) 承認回答用封筒（表に宛て先を書き、郵便切手を貼ること）
※（ア）・（イ）については、
八千代市教育委員会教育長宛1部、実習校長宛1部、計2部とする。
※（ウ）については2部とする。
- (5) 八千代市教育委員会は、養成機関に「実習承認書」（別紙1号様式）を送付する。
- (6) 教育実習校は、養成機関に「実習承認書」（養成機関指定様式または別紙1号様式に準ずるもの）を送付する。

4 実習指導

- (1) 教育実習校は、実習指導教諭を定めて実習指導に当たるとともに、実習生の実習状態及び指導状況を的確に把握し、養成機関の求めに応じ、資料等を作成する。
- (2) 八千代市教育委員会は、実習校及び養成機関と連絡をとり、教育実習の適正な運営に努める。
- (3) 教育実習生は、八千代市教育委員会から示された「教育実習心得」、及び実習校からの指示に従い、誠実に実習しなければならない。
- (4) 教育実習生が教育実習校において発生させた本人の心身にかかわる事故の責任は、養成機関において負わなければならない。

5 その他

- (1) 実習生が前項（3）に違反した場合には、実習の取り消しをする。
- (2) 実習に要する経費は、養成機関で負担するものとする。